

答申第67号

答 申

1 審査会の結論

平成29年2月6日付けで審査請求人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同月20日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯及び趣旨

(1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年2月6日付けで次のとおり開示請求を行った。

平成28年5月27日締め切りのさっそくはじめさん健康塾に申し込みをした人の往復はがきの写し

(2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

平成28年5月27日締め切りのさっそくはじめさん健康塾に申し込みをした人の往復はがき

(3) 実施機関は、本件公文書について、公文書の一部を開示しない理由を次のとおり記載し、平成29年2月20日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

個人の氏名、住所、郵便番号、生年月日、電話番号は個人情報（条例第7条第2号）に該当するため

(4) 審査請求人は、平成29年4月6日付け（消印の日付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分の取消しを求め審査請求を行った。

3 審査請求の理由

郵便番号は個人情報ではないので開示すべきである。

4 実施機関の不開示理由説明

郵便番号は直接個人を特定することはできないが、郵便番号はおおむね市内各町の区域に一致する配達地域別に付与されている。そのため、その個人の居住する町名が特定され、他の条件と関連づけることによって個人を推測できるおそれがあるため、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当する。

5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、郵便番号が条例第7条第2号に規定する個人情報に該当するか否かについて争っている。

当審査会は、条例第7条第2号の該当性について次のとおり検討する。

条例第7条第2号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報、いわゆる個人情報を不開示情報としたものである。

郵便番号は、通例、住所を記載する際に併記され、住所そのものではないが、その番号から都道府県、市区町村及び大字を特定することができるものであり、本件公文書においても、申込者によって住所に併記されているものがある。さっそくはじめさん健康塾は、介護予防を目的として高齢者を対象とした健康教室であり、郵便番号が開示されれば、住所の大字まで開示されたこととなり、限られた年齢層を募集要件とする当該健康塾においては、地域によっては、郵便番号を開示することにより申込者が特定できる可能性について否定することはできない。したがって、郵便番号は、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当すると認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 4月10日	諮問書の受付（郵送による）
平成29年 7月13日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成29年 9月15日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	石 田 美 穂